

白 教 発 3 1 2 号
令和 7 年 6 月 3 0 日

体育施設利用団体 各位

白鷹町教育委員会
教育長 迎田 浩昭
(公 印 省 略)

令和 7 年度 白鷹中学校体育館・白鷹町民武道館の冷房試用運転期間について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、昨年度の白鷹中学校体育館並びに白鷹町民武道館への冷暖房設備設置を受け、教育委員会では電気料金等使用料の見直しを実施することになりました。

つきましては、下記により試用運転期間を設定し、令和 7 年度に限り、夏期の冷房使用料を無料といたします。詳細につきましては、下記のとおりとなります。

また、今年度の使用状況をもとに、来年度から使用料を徴収する予定で検討してまいります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- | | |
|---------|-----------------------------|
| 1. 対象施設 | 白鷹中学校体育館・白鷹町民武道館 |
| 2. 試用期間 | 夏期 ※気温等状況により判断する |
| 3. 許可設備 | 冷房のみ |
| 4. 使用料 | 令和 7 年度に限り、冷房無料 ※冷房以外は通常どおり |
| 5. 設定気温 | 28℃ ※設定済み |

【注意事項】

- ・施設内部の気温が 28℃以上または暑さ指数（WBGT）が 25 以上の暑さが継続すると見込まれるとき使用可とする。
- ・設定温度、風速等の変更は行わない、電源のオンオフのみの切り替えを可とする。
- ・体育館・武道館の利用が終了したら、必ず冷房の電源を切ること。
※使用状況により、団体の使用中止を行う可能性有り
- ・冷房使用時も換気を心がけること。
- ・次の団体が連続して使用する場合も、一度電源を切ってから次の団体が使用すること。

【担当】

白鷹町教育委員会 生涯スポーツ係
〒992-0831 白鷹町大字荒砥甲 833
TEL：0238-85-6147 FAX：0238-85-2183
kyouiku@so.town.shirataka.yamagata.jp